

「城陽市週休2日制工事」Q&A

問1 対象外工事として「通年維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事の性質上、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例： 東部地区道路維持修繕工事（単価契約）、西部地区道路維持修繕工事（単価契約）、樹木等維持管理工事（単価契約）など

問2 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事を想定しており、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例：学校の夏休み期間中での工事、居ながら改修工事 など

問3 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

(回答)

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

問4 現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。

(回答)

現場閉所日を土日に指定しているものではありません。

問5 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

(回答)

元請である受注者を対象としています。なお、現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるかとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

問 6 現場閉所日に他の工事現場で働くことは認められるか。

(回答)

現場閉所日に他の現場に従事することは制限しません。

問 7 週休 2 日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。

(回答)

やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を認めて問題ありません。

問 8 一つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場の考え方は。

(回答)

施工箇所が点在していても、週休 2 日の取組みについては、1 工事単位で判断することになります。

問 9 現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

(回答)

現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所とならない。現場閉所とは、「現場事務所での作業を含めて、1 日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。なお、現場作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

問 10 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。

(回答)

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

問 11 週休 2 日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

(回答)

発注時の工期算定については、週休 2 日で算出しているため、週休 2 日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

問 12 現場終了日とは。

(回答)

工事施工範囲内ですべての作業が終了した日をいいます。なお、土木工事の場合、後片付け期間（工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間）は含まないものとします。

問 13 土木工事においては、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても経費補正を行うが、建築工事においては、労務費の経費補正だけとなっているのは何故か。

(回答)

建築工事においては、共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき当初積算時に工期に応じて算出しているため、経費補正は行いません。
また、機械経費（賃料）については、工事の施工条件に即した措置日数による見積により計上しているため経費補正は行いません。

問 14 精算時の経費補正に関する契約変更手続きはどのように行うのか。

(回答)

経費補正の契約変更を行う時点の現場閉所日数が確認できる資料(任意様式)及び工事打合簿に基づき、必ず達成可能な現場閉所状況について受発注者間で十分に協議を行い、再度の契約変更とならないように設定してください。

なお、上記に関連して、発注者より現場閉所実績及び工事打合簿等を提出するよう指示があった場合は、速やかに提出を行ってください。

問 15 月単位の週休 2 日とは。例えば 1 月 1 0 日から工事着手した場合、1 月 3 1 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのか。それとも 2 月 1 0 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認するのか。

(回答)

上記の場合、1 月 1 0 日から工事着手した場合、1 月 3 1 日までをひと月として週休 2 日の達成を確認します。達成の確認方法は、その期間の土日の合計数以上を現場閉所としている場合において達成したとみなします。

問 16 月単位の週休 2 日を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

(回答)

月単位の週休 2 日の現場閉所に満たなかった場合には、補正分の減額変更を行います。

工事成績評定の減点は行いません。

問 17 週休 2 日を指定せず発注された工事で、週休 2 日を達成した場合は。

(回答)

発注時に指定されていない工事については、週休 2 日を達成した場合でも単価等の補正は行いません。成績評定でのみ評価します。